

日本公開天文台協会「博物館としての公開天文台に関する検討委員会」設置要綱

(2021年8月30日 運営委員会承認)

(設置)

第1条 近年の博物館法改正の動向に対応するため、「博物館としての公開天文台」に関する法制度等を検討することを目的として、会則第11条に定める委員会として「博物館としての公開天文台に関する検討委員会」(以下、委員会)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、博物館としての公開天文台や博物館法制度に関する会長の諮問に対して調査検討し、その結果を答申する。

2 委員会は、次の事項について適宜調査検討を行い、必要に応じて会長に意見を具申する。

- (1) 博物館としての公開天文台に関すること。
- (2) 博物館法ほか関連法令の在り方に関すること。
- (3) 博物館としての公開天文台や博物館法制度に関係する諸機関・諸団体への対応や、諸機関・諸団体との連携に関すること。
- (4) その他(1)、(2)に関連すること。

(組織)

第3条 委員会は本会の個人会員、準会員のうちから、運営委員会の承認を経て会長が任命する。委員のうち一定数は役員が務めるものとする。

2 委員長は委員の互選により選出する。委員長は委員会の会務を総理する。

3 副委員長は委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2021年(令和3年)8月30日から施行する。